

議案第 22 号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則（昭和 33 年富田林市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の見出しを「(教諭(指導専任)等)」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 1 項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その職名は、主務教諭(指導専任)とする。

5 前項の場合においては、第 3 項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第 3 条の 5 第 2 項中「首席は」の次に「、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭」を加える。

第 3 条の 6 第 2 項中「指導栄養教諭は」の次に「、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 学校に司書教諭を置く。ただし、学級の数が 11 以下の学校にあつては、この限りでない。

第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。

第 4 条の 3 を次のように改める。

(教務主任等の発令)

第 4 条の 3 保健主事は、指導教諭、指導養護教諭、主務教諭、主務養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

2 生活指導主事及び進路指導主事は、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 第 4 条に規定する教務主任等のうち、前 2 項に規定する保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事以外の主任等は、指導教諭、主務教諭又は教諭(ただし、司書教諭にあつては、司書教諭講習を修了し有資格者となつた者(首席を含む。))のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第 4 条の 4 第 2 項中「主任等は、」の次に「指導教諭、主務教諭又は」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年富田林市教育委員会規則第 1 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（教諭（指導専任））</u>	<u>（教諭（指導専任）等）</u>
第 3 条の 2 （略）	第 3 条の 2 （略）
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）
	<u>4 第 1 項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その職名は、主務教諭（指導専任）とする。</u>
	<u>5 前項の場合においては、第 3 項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u>
（首席）	（首席）
第 3 条の 5 （略）	第 3 条の 5 （略）
2 首席は_____、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。	2 首席は、 <u>主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭</u> 、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。
3 ・ 4 （略） （指導教諭等）	3 ・ 4 （略） （指導教諭等）
第 3 条の 6 （略）	第 3 条の 6 （略）
2 指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭は_____、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。	2 指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭は、 <u>主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭</u> 、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。
3 ～ 6 （略） （教務主任等）	3 ～ 6 （略） （教務主任等）
第 4 条 （略）	第 4 条 （略）
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）

(教務主任等の職務)	<u>4 学校に司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあっては、この限りでない。</u> (教務主任等の職務)
第4条の2 (略)	第4条の2 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
<u>(教務主任等の発令)</u>	<u>(教務主任等の発令)</u>
<u>第4条の3 生徒指導主事、保健主事及び進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u>	<u>第4条の3 生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭、主務教諭、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u>
	<u>2 保健主事は、指導教諭、指導養護教諭、主務教諭、主務養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u>
	<u>3 第4条に規定する教務主任等のうち、前項に規定する生徒指導主事、保健主事及び進路指導主事以外の主任等は、指導教諭、主務教諭又は教諭（ただし、司書教諭にあつては、司書教諭講習を修了し有資格者となつた者（首席を含む。））のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</u>
(その他の主任等)	(その他の主任等)
第4条の4 (略)	第4条の4 (略)
2 前項に規定する主任等は、 _____ 教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。	2 前項に規定する主任等は、 <u>指導教諭、主務教諭又は教諭</u> のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。